

## 第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

### 第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2021事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

① クロスボーダーBCPの実効性強化に係る改正（2021年9月1日）

証券会社等が、大規模な災害等により、国内における業務継続が困難となったために一時的に海外から業務を実施することを想定している場合における監督上の着眼点について、所要の改正を行うもの（2021年9月1日より適用）。

② 投資信託の販売上の留意点等に係る改正（2021年11月9日）

投資信託の勧誘に係る留意事項及び投資信託の乗換えに関する重要事項の説明についての留意事項について、真に顧客の投資目的や理解度に応じた説明が行われるようプリンシプルベースでの見直しを行うもの（2021年11月9日より適用）。

③ 海外投資家等特例業務に係る法令改正に伴う改正（2021年11月10日）

2021年11月22日に施行された改正金融商品取引法により、海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務の定めが設けられたところ、かかる改正に伴い、これらの業務について、業務執行態勢に関する留意事項や事務処理上の留意点を規定する等、所要の改正を行うもの（2021年11月22日より適用）。

④ ファイアーウォール規制の見直しに伴う改正（2022年4月22日）

2021年6月の金融審議会・市場WGにおける報告書の上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等に係る提言を踏まえ、上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置を設けること等を内容とする見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの（2022年6月22日より適用）。

⑤ 最良執行方針等の見直しに関する改正（2022年5月18日）

金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する規制について、複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行するSmart Order Routing（SOR）の普及に伴い、注文執行における投資者保護と透明性確保の重要性が高まっていること等を受け、2021年6月に公表された金融審議会市場制度WG「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」報告書の提言を踏まえ、所要の改正を行うもの（2023年1月1日より適用）。

⑥ 金融商品取引業者に対する買収等に係る改正（2022年6月22日）

金融商品取引業者等が、買収等によりその株主構成に重要な変更等が生じた場合や長期に亘り業務を休止した場合等に、金融商品取引業者等に対し、その事業の実態を踏まえたヒアリング等を実施し業務の適切性を把握する観点から、所要の改正を行うもの（2022年6月22日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

### 第3節 第一種金融商品取引業

#### I 第一種金融商品取引業者の概況

##### 1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

###### （1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2021年7月以降、11社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者12社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2022年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は307社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、272社となっている。

###### ① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社	○	新規登録	令和3年8月13日
アイザワ証券分割準備株式会社	○	新規登録	令和3年9月13日
株式会社 bitFlyer		新規登録	令和3年10月14日
フオビジャパン株式会社		新規登録	令和3年10月14日
QUOINE 株式会社		新規登録	令和3年10月26日
3.0証券準備（CHEER証券株式会社に社名変更）	○	新規登録	令和3年11月12日
HSBC証券準備株式会社	○	新規登録	令和3年12月8日
株式会社リアライズ証券設立準備会社	○	新規登録	令和4年1月24日
大阪デジタルエクスチェンジ(株)	○	新規登録	令和4年4月28日
株式会社カイカエクスチェンジ		新規登録	令和4年6月10日
バンク・オブ・モントリオール証券株式会社	○	新規登録	令和4年6月27日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）  
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
パトナム・インベストメンツ証券株式会社（パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社に社名変更）		廃止	令和3年8月31日
株式会社お金のデザイン		事業譲渡	令和3年9月1日
岡藤商事株式会社		吸収分割	令和3年9月13日
藍澤證券株式会社		事業譲渡	令和3年10月1日
上田ハーロー株式会社		事業譲渡	令和3年10月3日
株式会社 Angel Funding		登録抹消	令和3年11月30日
岡三オンライン証券株式会社	○	合併消滅	令和4年1月1日
株式会社ビットポイントジャパン		登録抹消	令和3年12月29日
アバディーン・ジャパン株式会社	○	廃止	令和4年3月31日
TP ICAP 証券		登録抹消	令和4年3月11日
エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）		事業譲渡	令和4年4月1日
エース証券株式会社		合併消滅	令和4年5月1日

(2) 特別金融商品取引業者

2022年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPMorgan証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUFJ証券(株)
BofA証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナテックス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	HSBC証券(株)

(3) 指定親会社

2022年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の2021年度決算概要(別紙2~3参照)

国内証券会社254社の2021年度決算(単体)は、世界株式市場の低迷等の影響を受けた不透明な市場環境の中、株式売買委託手数料収入が減少したことなどにより、前年度と比べ、多くの会社が減収減益となった。

営業収益は、前年度比2,445億円減の3兆8,185億円(同6.0%減)、販売費・一般管理費は、同428億円減の2兆8,922億円(同1.4%減)、経常損益は、同833億円減の6,935億円(同10.7%減)、当期損益は、同277億円減の5,304億円(同4.9%減)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2021年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、

金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告や、検査を通じて法令違反の事実が認められたため、2 社(2 件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1 件
- ③ 業務改善命令 1 件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0 件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0 件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「実態と異なる自己資本規制比率の提出」、「自己資本規制比率が法定水準を下回っていたこと」、「無登録で投資運用業を実施」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

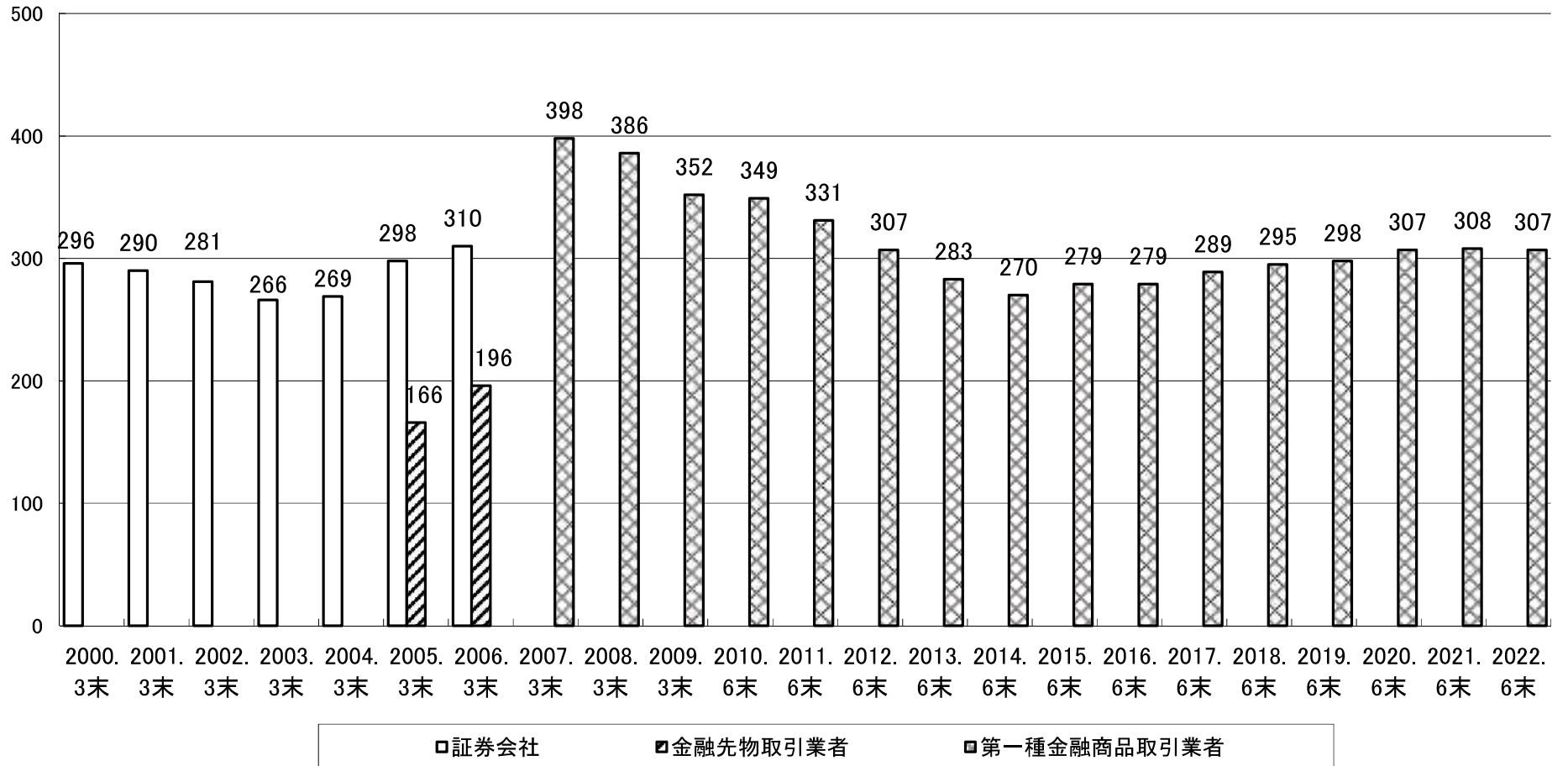
### Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(1998 年 12 月 1 日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235 社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46 社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている(2022 年 6 月末時点 268 社、同年 3 月末時点基金規模約 584 億円)。(別紙 4 参照)

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

## 国内証券会社の2021年度決算概況

(単位:億円)

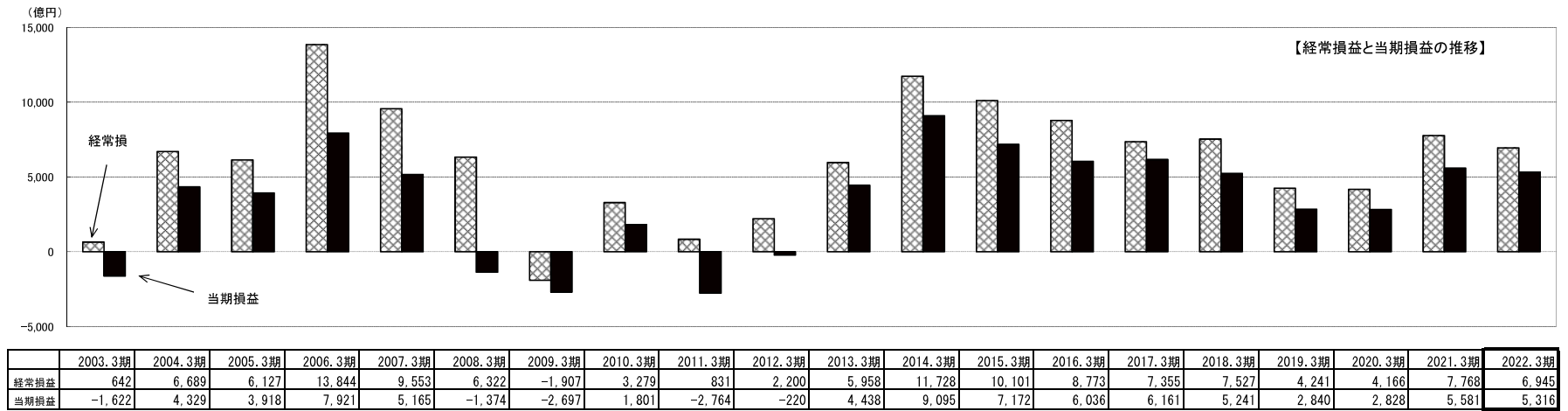
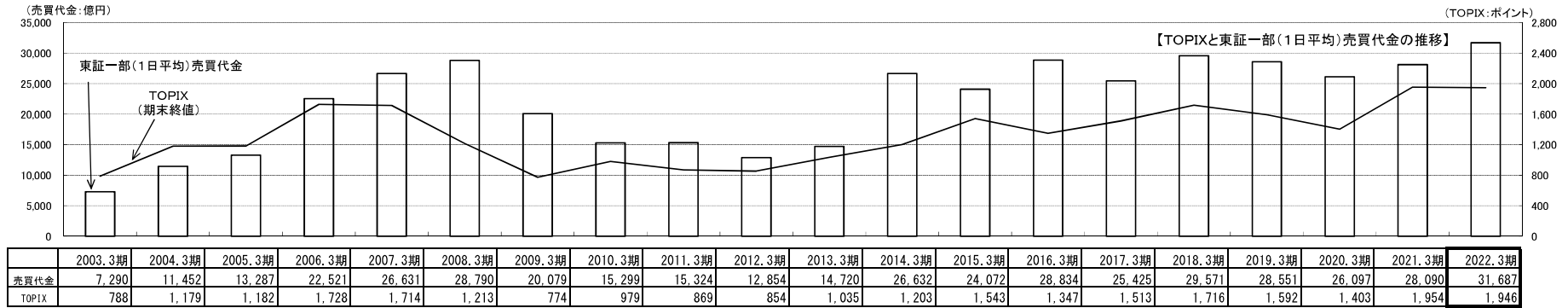
	2021年度 (A)	2020年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	255社	253社	—
営 業 収 益	38,219	40,630	94.0%
受 入 手 数 料	23,244	22,880	101.5%
委 託 手 数 料	5,773	6,584	87.9%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,816	1,652	109.9%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	2,551	2,694	94.7%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	8,629	10,606	81.4%
金 融 収 益	6,189	6,816	90.8%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	28,944	29,350	98.5%
取 引 関 係 費	7,684	8,057	95.3%
人 件 費	10,374	10,615	97.8%
経 常 損 益	6,945	7,768	89.3%
当 期 損 益	5,316	5,581	95.0%

(注)日本証券業協会調べ。



株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数 (2022年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>258社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>268社</td> </tr> </table>	国内証券会社	258社	外国証券会社	10社	計	268社
国内証券会社	258社						
外国証券会社	10社						
計	268社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2022年3月31日現在 約584億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>南証券の破産に伴うもの(2000年3月)－ 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円)</li> <li>ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(2007年6月)－ 補償額 約2億円 (2007年10月)－ 補償額 約0.6億円</li> <li>丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(2012年3月)－ 補償額 約1.7億円</li> </ul>						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

## 第4節 第二種金融商品取引業

### I 第二種金融商品取引業者の概況（別紙1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

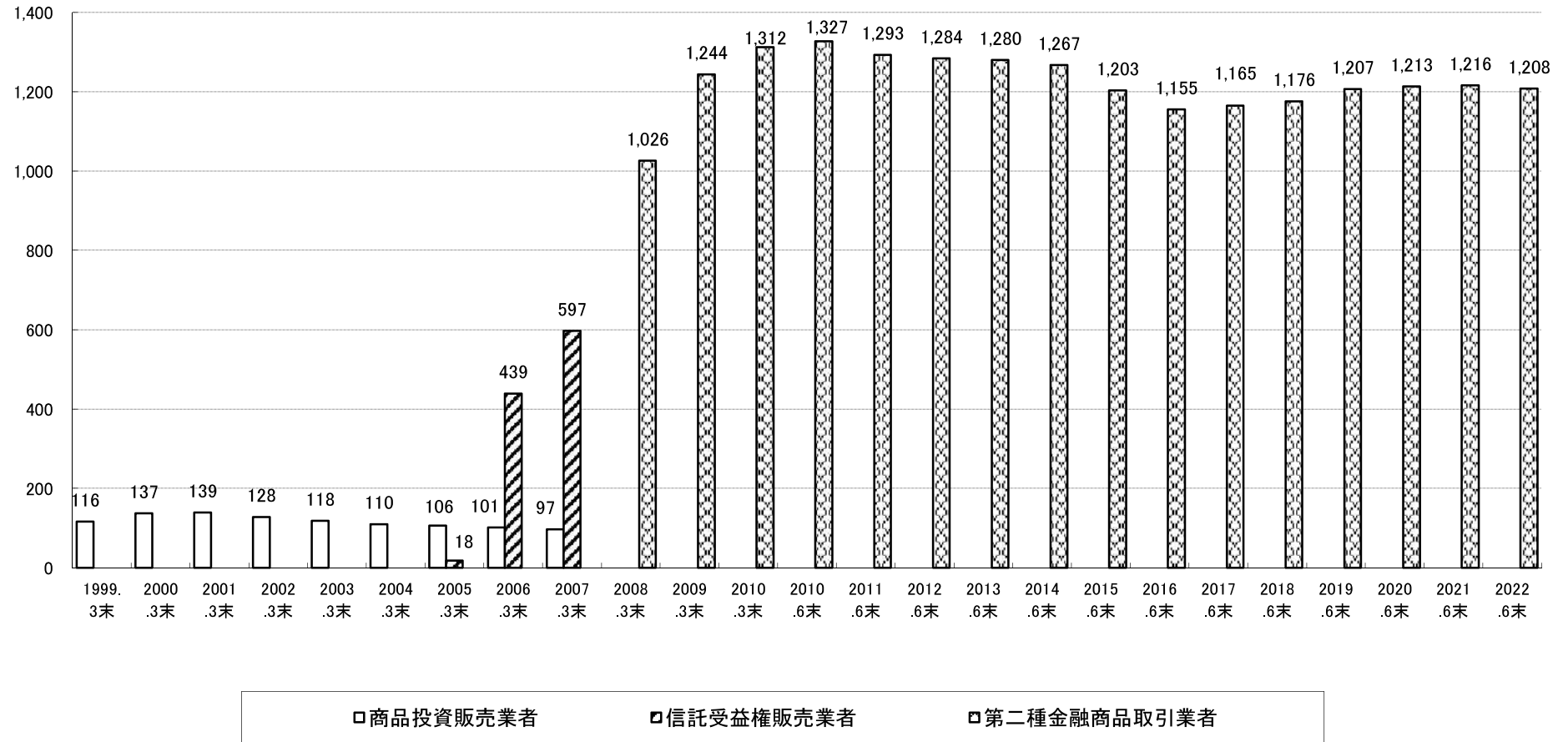
2022年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,208社となっている。

### II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2021年7月以降、1社に対して、登録を受けた営業所の所在地を確知できないことから行政処分を行っている。

### 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

## 第5節 投資助言・代理業

### I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2022年6月末時点では、投資助言・代理業者数は1,001社となっている。

### II 投資助言・代理業者に対する行政処分

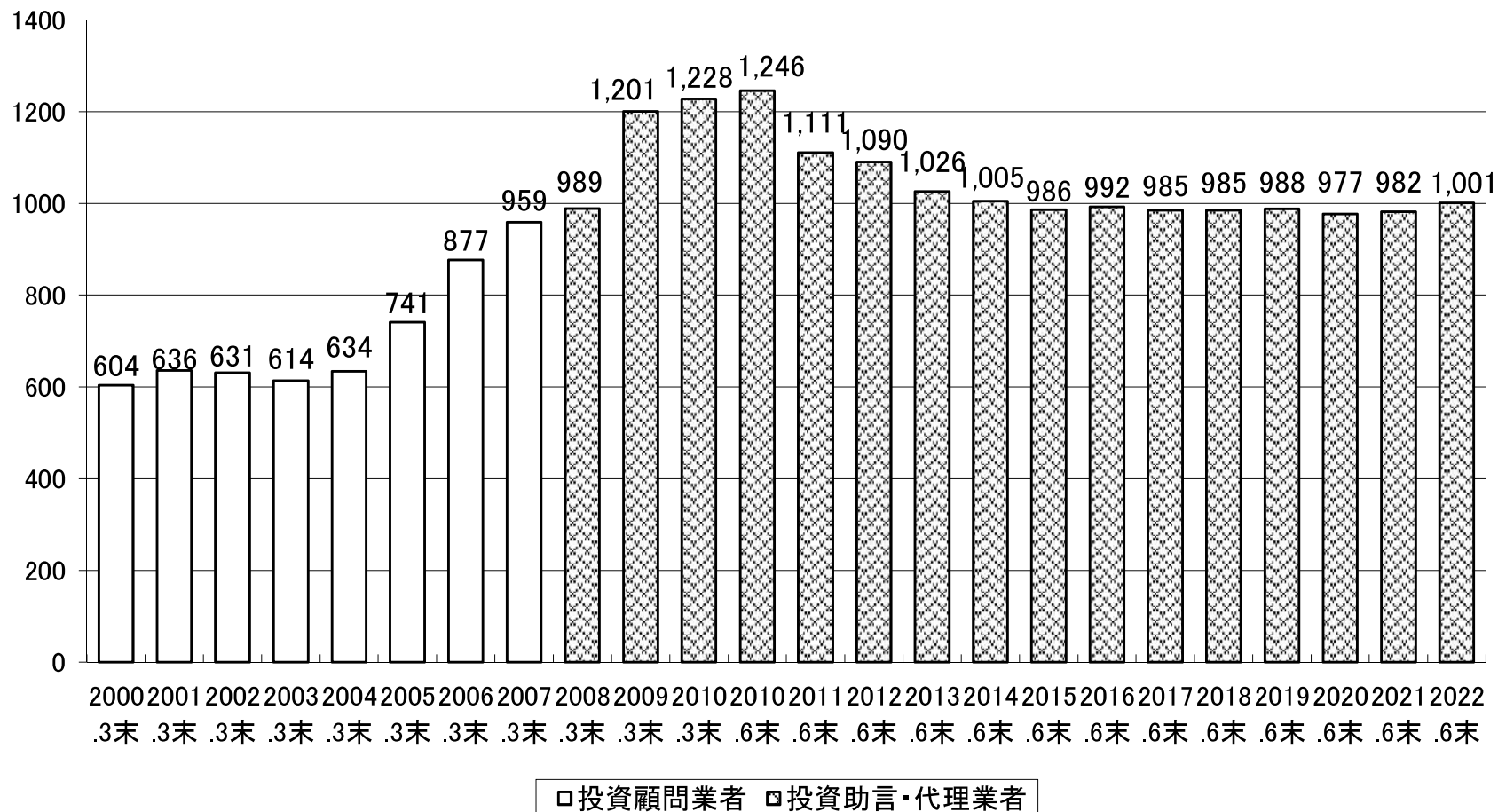
2021年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、1社に対して行政処分（登録取消（業務改善命令を含む。））を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況」等となっている。

(別紙1)

## 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

## 第6節 投資運用業

### I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2022年6月末現在の投資運用業者数は417社（投資信託委託業者109社、投資法人資産運用業者102社、投資一任業者339社、自己運用業者52社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

### II 投資法人の推移

2022年6月末現在の登録投資法人は119社（不動産投資法人118社（不動産系111社、インフラ系7社）、証券投資法人1社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）61社の運用資産残高の合計は、2022年6月末で22兆127億円（前年比2.9%増）となっている。

2021年7月以降、IPOを伴う新規上場はない。

### III 運用資産の推移

投資信託の純資産残高は、2022年6月末で公募投信156兆6,518億円（前年比0.02%減）（株式投信142兆3,311億円（同0.08%増）、公社債投信14兆3,207億円（同1%減））、私募投信104兆3,322億円（同4.2%減）（株式投信100兆851億円（同3.6%減）、公社債投信4兆2,471億円（同15.4%減））となっている。（別紙2参照）

投資一任契約の資産残高は、2022年3月末で467兆9053億円（同7.1%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、7,498億円となっている（2021年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

### IV 投資運用業者に対する行政処分

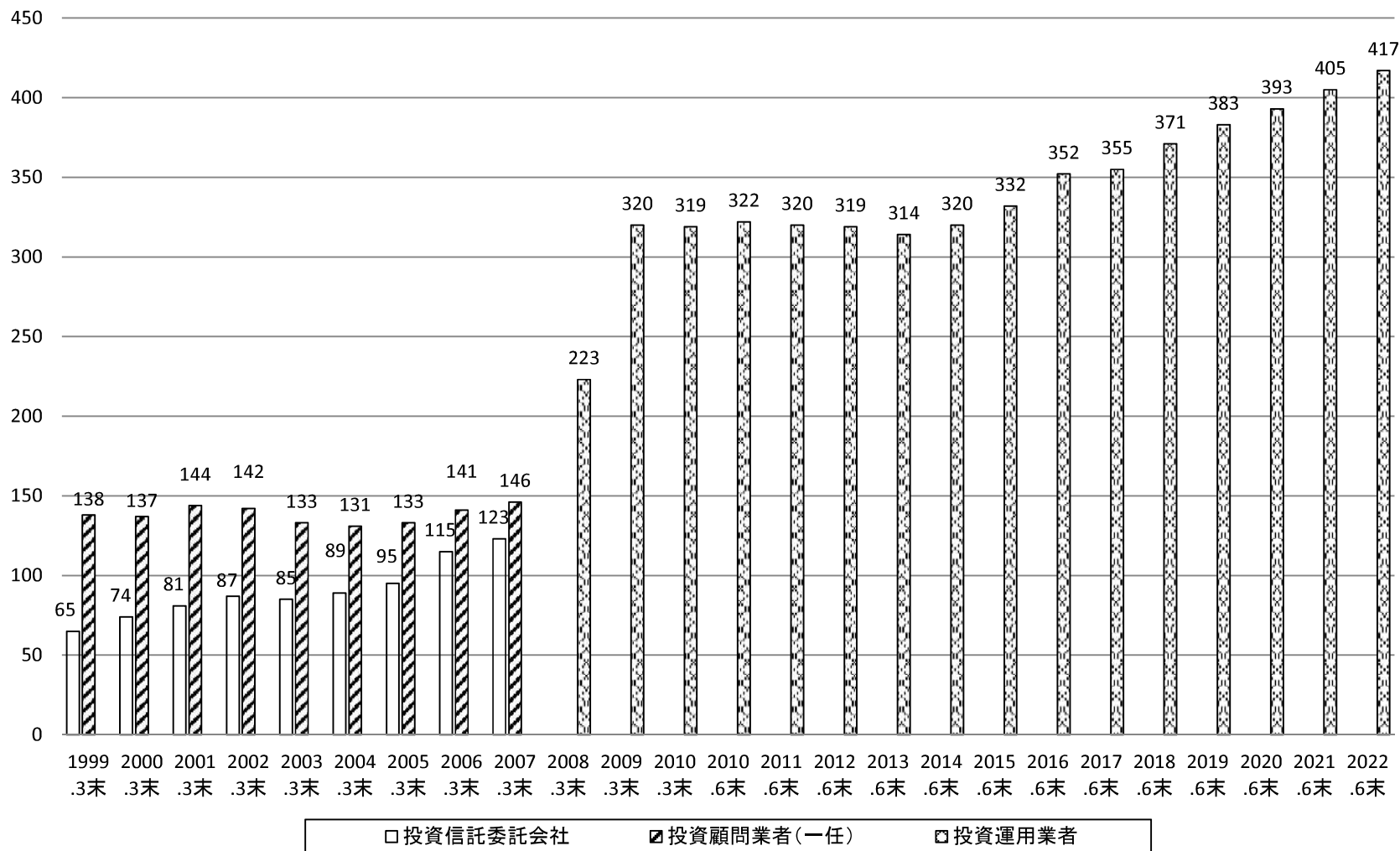
2021年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、2社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消し（業務改善命令を含む。）が1件、業務改善命令が1件となっている。なお、行政処分に至った違法行為の内容は、それぞれ、「投資信託の投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法の実態解明に至らず、当社の運用財産の運用・管理の調査等を行うための態勢整備は実効性

に欠けるとする業務改善命令違反」、「投資一任契約及び公募投資信託の投資対象先について、商品特性に応じた調査や管理が行われていなかったこと等による忠実義務・善管注意義務違反」である。



(業者数)

### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



## 投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
	うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年	1,794,265	858,754	152,907	36,826	0	1,947,172	895,580
31(令和元)年	2,046,838	947,761	174,229	41,583	0	2,221,067	989,344
令和2年	2,255,129	1,003,512	191,510	48,816	0	2,446,639	1,052,327
令和3年	2,556,146	1,055,866	195,414	50,694	0	2,751,560	1,106,560
令和4年1月	2,459,758	1,048,009	192,556	49,690	0	2,652,314	1,097,699
2月	2,448,425	1,044,236	188,576	47,612	0	2,637,001	1,091,848
3月	2,533,018	1,043,946	187,594	45,838	0	2,720,612	1,089,784
4月	2,460,205	1,020,331	185,838	44,589	0	2,646,043	1,064,920
5月	2,462,226	1,017,692	184,985	43,764	0	2,647,211	1,061,456
6月	2,424,162	1,000,851	185,678	42,471	0	2,609,840	1,043,322

## 第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

### I 登録金融機関の概況

2022年6月末現在における登録金融機関数は、945社となっている。(別紙1参照)

なお、2021年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

### II 取引所取引許可業者の概況

2022年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2021年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

### III 金融商品仲介業者の概況

2022年6月末現在における金融商品仲介業者数は、810業者となっている。(別紙1参照)

なお、2021年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

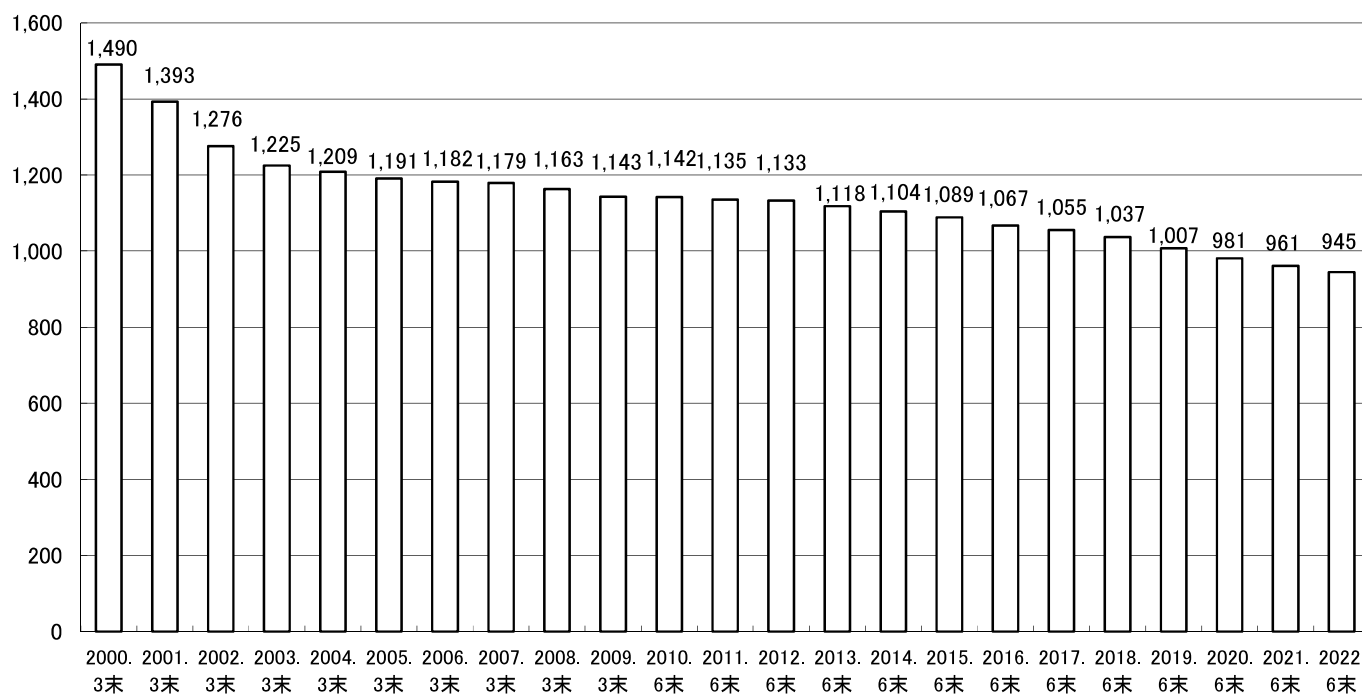
### IV 高速取引行為者の概況

2021年6月末現在における高速取引行為者数は、53者となっている。

なお、2021年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。また、四半期ごとに「高速取引行為の動向について」を更新・公表した。

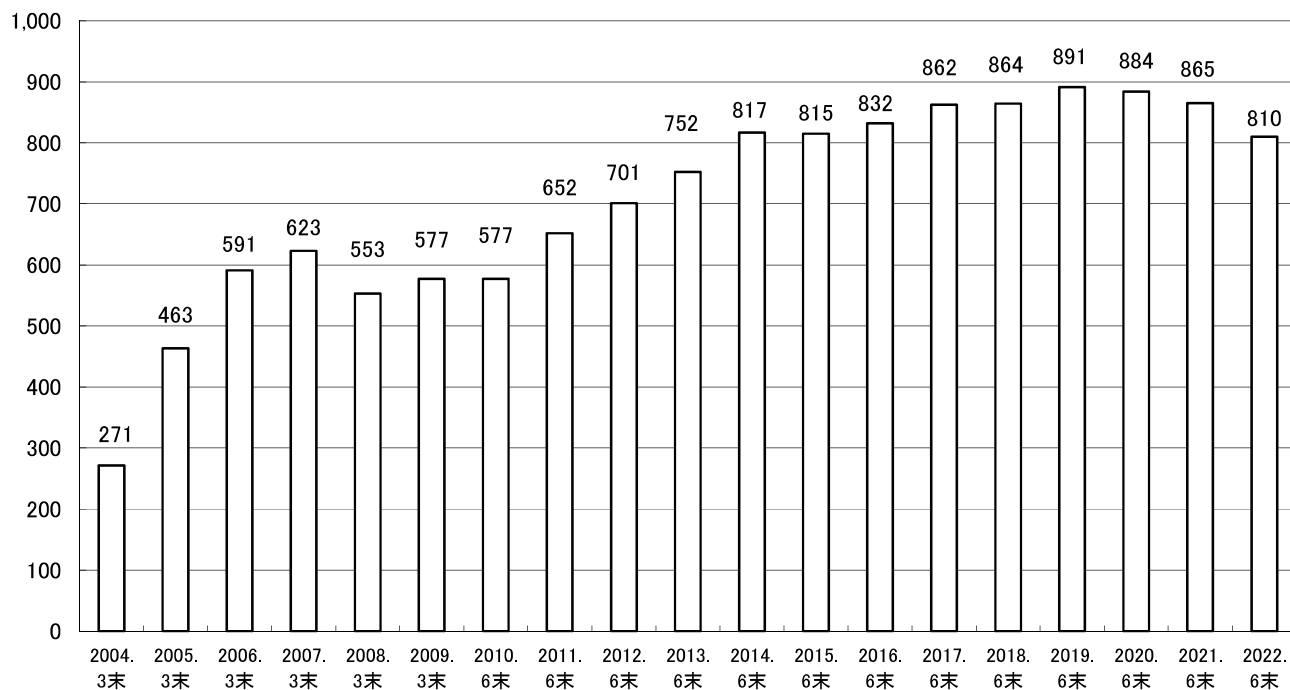
## 登録金融機関数の推移

(業者数)



## 金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までは証券仲介業者の数。

## 第8節 信用格付業者

### I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2022年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

### II 信用格付業者の特定関係法人

2022年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、36法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2022年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	15 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	9 法人

## 信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和4年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 第9節 適格機関投資家等特例業務届出者等

### I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

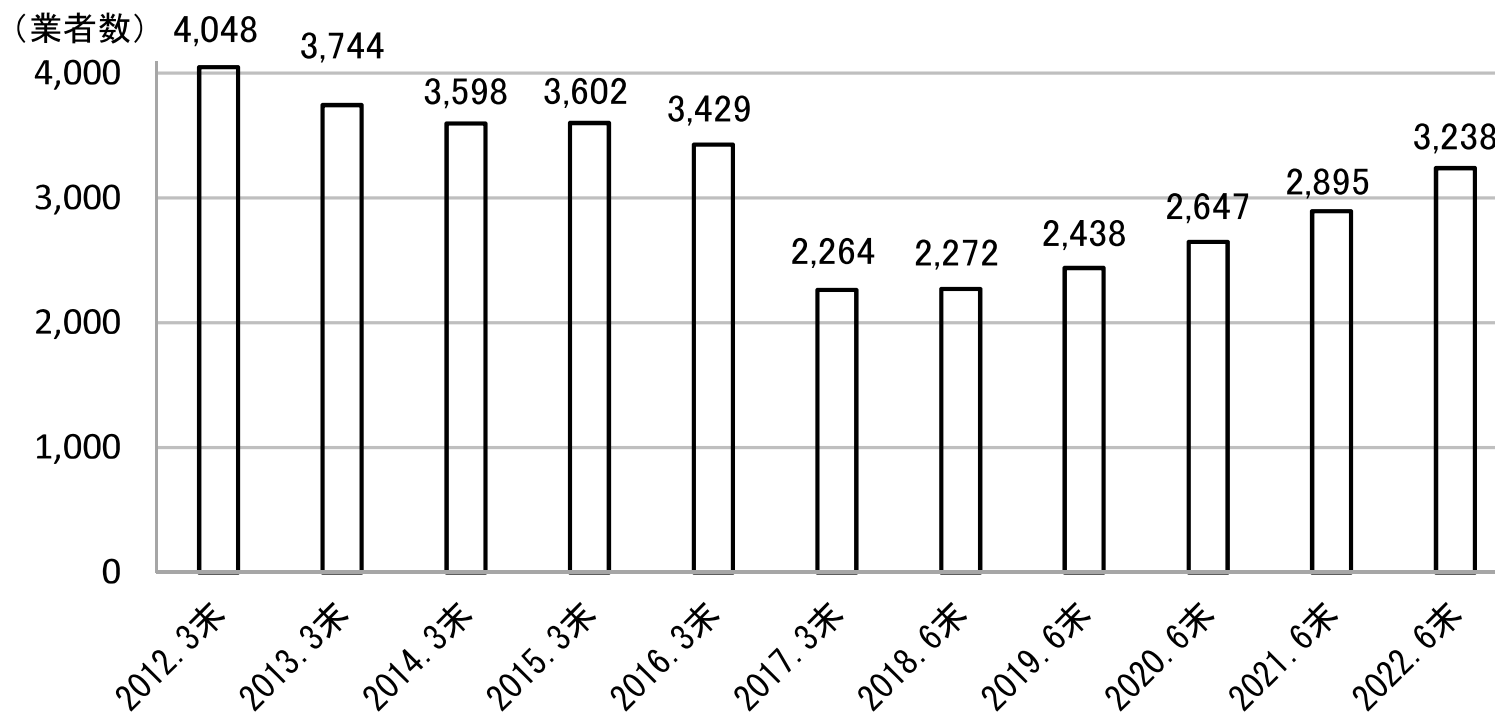
2022年6月末現在、これらの届出業者は3,238者（業務廃止命令発出先598者を除く）である。（別紙1参照）

### II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2021年7月以降、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、6件の行政処分（うち業務廃止命令4件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「名義貸し」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

## 適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。



## 第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

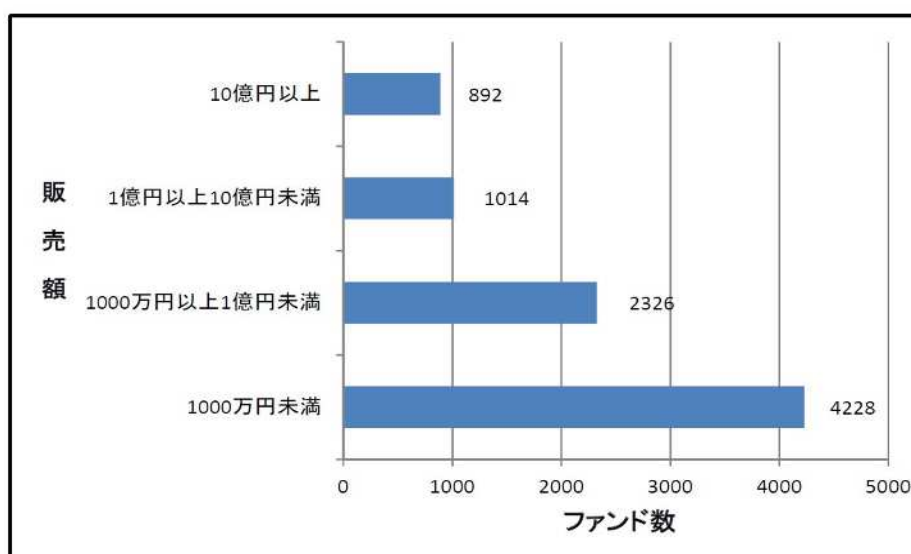
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額13兆7,926億円、運用額58兆1,646億円となっている(2021年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計)。(別紙1参照)

### 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

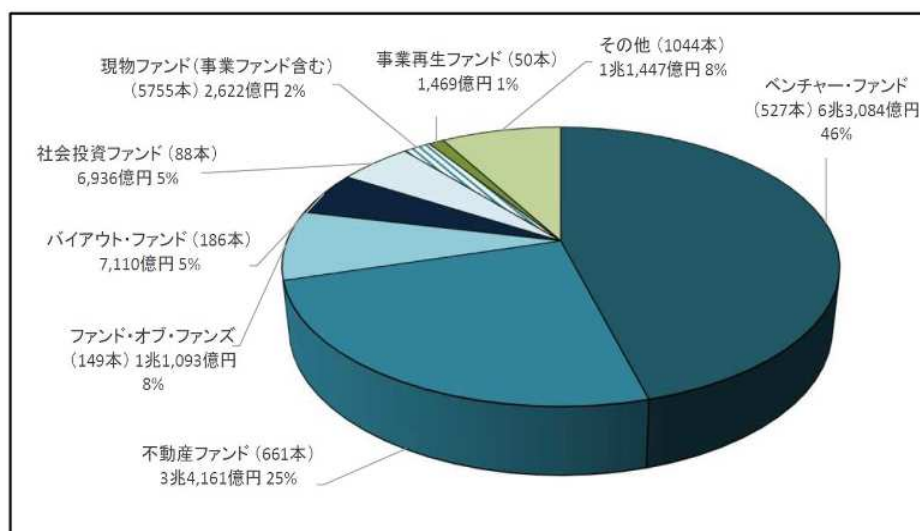
#### ○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	8,460本	1,370本
販売額合計	13兆7,926億円	9兆9,415億円
運用本数	14,219本	3,939本
運用財産額合計	58兆1,646億円	38兆7,639億円

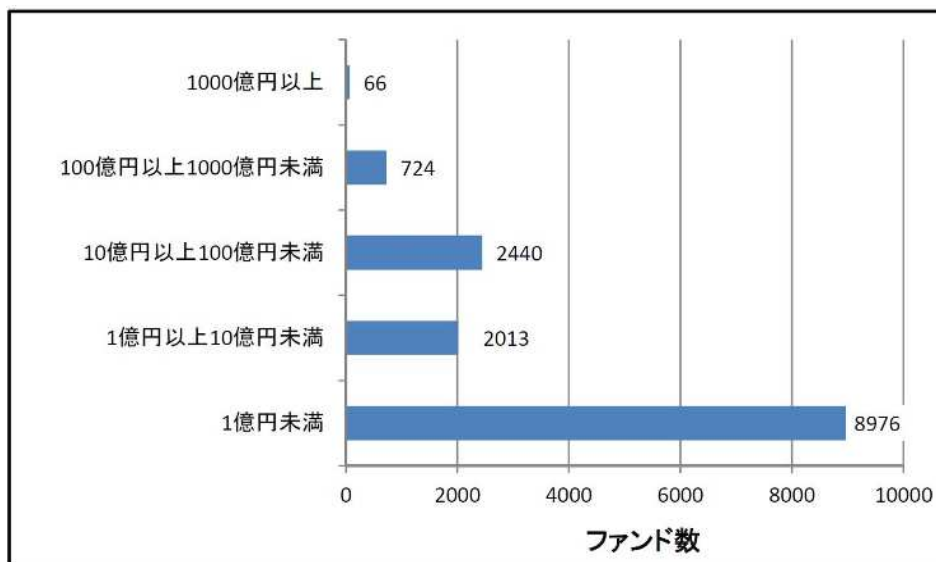
#### ○ 販売額別ファンド本数



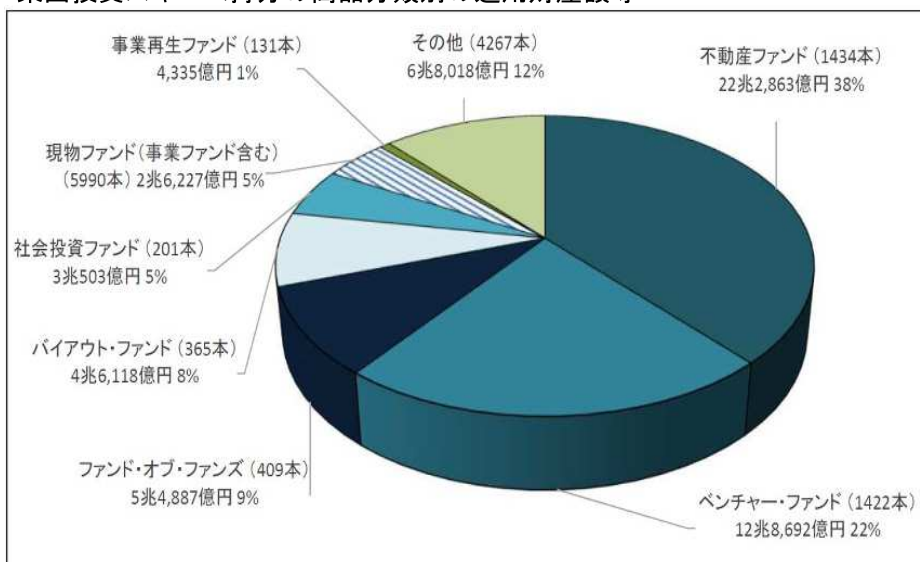
#### ○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



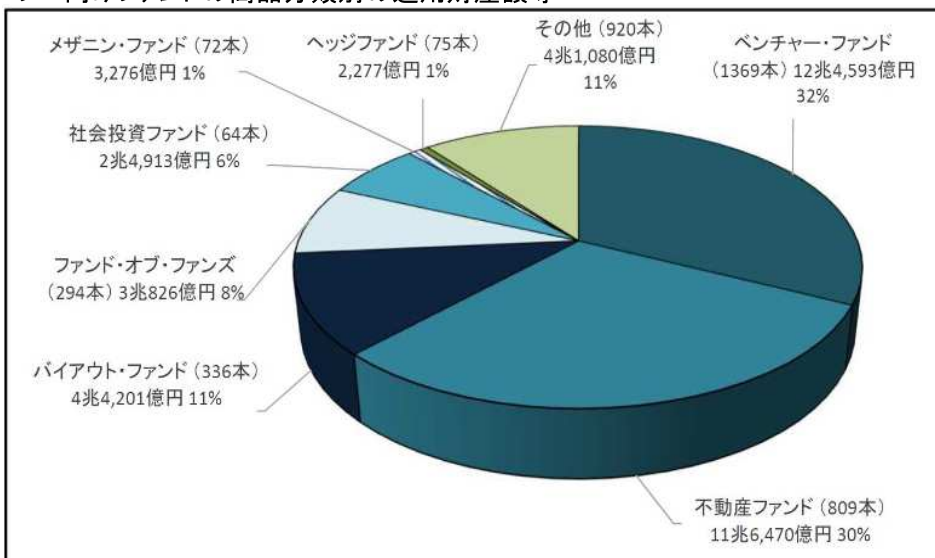
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



## 第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2022年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2022年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

## 第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

### I 相談件数の状況等

2021 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は6,682件（前事務年度2,904件）となっており、そのうち5,510件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約23%、40代以下が約57%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX取引、暗号資産（仮想通貨）、ICOに関するものが多く認められた。また、多くは無登録業者が関与するものである。

### II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイトや公式 Twitter、リーフレット等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化